第17回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

■事業報告

会社の新株予約権等に関する事項
対処すべき課題
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
剰余金の配当等の決定に関する方針

■連結計算書類

連結包括利益計算書（ご参考）
連結株主資本等変動計算書
連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）
連結注記表

■計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査報告

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社コーポレートサイト（https://corp.gree.net/jp/ja/ir/stock/meeting.html）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

グリー株式会社

■事業報告
会社の新株予約権等に関する事項

取締役が有している新株予約権等の内容及び新株予約権等を有する者の人数
（2021年６月30日現在）

	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第１０回新株予約権	第１１回新株予約権	第１２回新株予約権
新株予約権の数	506個	1,135個	755個	1,558個	1,842個	1,730個	1,740個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 50,600株 （注）1	普通株式 113,500株 （注）1	普通株式 75,500株 （注）1	普通株式 155,800株 （注）1	普通株式 184,200株 （注）1	普通株式 173,000株 （注）1	普通株式 174,000株 （注）1
新株予約権の払込金額	新株予約権１個につき 127,400円	新株予約権１個につき 57,200円	新株予約権１個につき 53,300円	新株予約権１個につき 76,600円	新株予約権１個につき 48,200円	新株予約権１個につき 45,800円	新株予約権１個につき 50,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円	１株当たり １円
行使期間（注）2	2015年10月16日 ～ 2022年10月15日	2015年10月15日 ～ 2025年10月14日	2016年10月14日 ～ 2026年10月13日	2017年10月13日 ～ 2027年10月12日	2018年10月12日 ～ 2028年10月11日	2019年10月11日 ～ 2029年10月10日	2020年10月14日 ～ 2030年10月13日
行使条件	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４	（注）３・４
新株予約権を有する者の人数（注）5	２名	２名	３名	４名	６名	６名	６名

（注）１．新株予約権１個につき100株
２．新株予約権割当契約において、段階的に権利行使が可能となる旨の定めがあります。
３．当該新株予約権または新株予約権を有する者について当社による当該新株予約権の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた当該新株予約権の行使は認められないものとしております（ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合を除く）。
４．当該新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとしております。
５．いずれも当社取締役（監査等委員である取締役を除く）であり、社外取締役は含まれておりません。

対処すべき課題

当社グループは、「インターネットを通じて、世界をより良くする。」をミッションとして掲げ、グループ全体で各種の経営施策に取り組んでおります。当社グループは以下のとおり、対処すべき重要課題を定めております。

１．ゲーム事業の継続成長

ゲーム事業は当社グループの収益基盤であり、ゲーム事業の継続成長のため、「エンジン×IP×グローバル」戦略を進めております。アプリゲームについては、新規タイトルリリースによる新たな収益源の創出、グローバル運営体制強化による既存タイトルの収益力強化、長期視点の運営によるIPファンコミュニティの拡大と活性化に取り組んでまいります。また、ブラウザゲームは、高い利益率を維持しながら継続的な利益創出ができるように取り組んでまいります。

２．ライブエンターテインメント事業の推進

当社グループは、VTuberに特化したライブエンターテインメント事業を展開しております。バーチャルライブ配信アプリ「REALITY」の機能強化やコンテンツ拡充を進めると共に、プロモーション実施によるグローバル展開の強化に取り組んでまいります。

３．広告・メディア事業の強化

当社グループは「aumo」「LIMIA」「MINE」「ARINE」などのメディアを展開しており、バーティカルメディア群の更なる規模拡大に向けて取り組んでまいります。

４．組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社グループは、今後、新規事業を展開するにあたって、各事業分野で活躍できる優秀な人材の採用及び育成に取り組んでまいります。また、新規事業分野に潜在する各種リスク群も踏まえて、内部統制及びコンプライアンス体制の充実及び強化を図ってまいります。

会計監査人に関する事項

１．名称

EY新日本有限責任監査法人

２．報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項及び第３項の同意を行っております。

３．継続監査期間

15年間

４．非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第２条第１項以外の業務である社債発行に係るコンフォートレターの作成を委託し対価を支払っております。

５．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社都合の場合の他、当該会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合など解任または不再任が妥当だと判断した場合には、監査等委員会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

１．業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針に関する決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会及び監査等委員会並びにその使用人が、法令に定められた取締役及び使用人の職務執行に係る監督・監査を行う。

② 取締役及びその他の使用人の行動基準を明示した「倫理規程」を定めると共に、「リスクマネジメント規程」及び「コンプライアンス規程」を制定し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制の構築、維持及び強化を推進する。

③ リスクマネジメント態勢の整備・維持及び強化の一環として、代表取締役社長直属のグループリスクマネジメント委員会を設置する。またリスクマネジメント及びコンプライアンスに関して、定期的に社内研修を実施する。

④ 内部通報窓口を内部監査室・監査等委員会室・法務総務部・人事部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理し、取締役及び監査等委員が随時閲覧できる体制を構築する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 多様化するリスクに備えて各種社内規程の策定・遵守を推進し、リスクマネジメント態勢の整備・維持及び強化を推進する。

② 取締役会・経営会議及び各種委員会において重要案件を慎重に審議し、事業リスクの排除、軽減を図る。

③ 新規取引の開始に当たっては、「職務権限規程」「稟議決裁規程」「与信管理規程」等に基づく承認過程において慎重に調査・審議し、事業リスクの排除・軽減を図る。

④ 内部監査室による内部監査により、リスクの早期発見・解決を図る。

⑤　新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　執行役員制度の活用により経営上の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離による迅速かつ効率的な経営を推進すると共に、重要案件については効率的に事前審議等ができるように取締役会制度を整備する。

②　取締役会に加え経営会議を開き、「経営会議規程」に定める範囲内で重要な業務執行案件の審議・報告を行う。

③　業務執行における責任体制を確立し業務を円滑かつ効率的に行わせるため、職制・組織、業務分掌、権限等に関する基準を社内規程に策定し遵守する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「グループ規程」等に基づく親子会社間の緊密な意思疎通や連携により、グループ全体のコンプライアンス体制の整備を推し進め、コーポレート・ガバナンスが機能するよう業務の適正化を図る。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ規程」等の社内規程において子会社における職務の執行に係る手続を定め、当社における事前審査・諮問・承認等及び子会社における起案・決裁・報告事項等を明示する。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する体制

①　「グループ規程」等の社内規程において、子会社が事業の継続・発展を実現するためにリスクを管理する態勢を自ら整備する責任を負うことを定める。

②　子会社に対し、当社グループの事業の目的・目標の達成を阻害するリスク事象全般について当社への報告体制を構築する。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「グループ規程」等の社内規程を整備し、子会社の管理・組織・権限及び規程等に関する事項について定める。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 子会社の取締役・監査役が職務執行に係る監督・監査義務を適切に果たすよう、当社法務総務部がリスクマネジメント及びコンプライアンスに関する定期的な研修を実施する。

② 内部通報窓口を当社内部監査室・監査等委員会室・法務総務部・人事部及び外部弁護士事務所に設置し、問題の早期発見・未然防止を図る。

(10) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会室等の使用人は監査等委員を補助する。

(11) 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会室等の使用人は監査等委員である取締役より補助の要請を受けた場合、その要請に関して取締役及び他の使用人等の指揮命令を受けず、専ら監査等委員の指揮命令に従わなければならない。

② 当該使用人の任命・人事異動・懲戒及び人事評価については予め常勤監査等委員の同意を必要とし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(12) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 「取締役会規程」に基づいた決議事項は適切に取締役会に付議されるほか、監査等委員会は取締役会決議事項以外の重要な事項についても、取締役会・経営会議等においてその内容を確認することができる。

② 前記の会議に付議されない重要な稟議書や報告書類等について、監査等委員会はこれらを閲覧し必要に応じ内容の説明を求めることができる。

③ 取締役及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに監査等委員会に報告する。

(13) 子会社の職務の執行に係る者またはこれらの者から報告を受けた者が会社の監査等委員に報告をするための体制

① 子会社の取締役等及び使用人は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

② 子会社の取締役等及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかに当社監査等委員に報告する。

(14)監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員へ報告を行った当社グループの取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨 を当社グループの取締役等及び使用人に周知徹底する。

(15)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(16)その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役・使用人及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換の場を設ける。

(17)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「財務報告の基本方針」を定め、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うと共にその適合性を確保する。

(18)反社会的勢力の排除に向けた体制

① 当社グループは市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもたず、不当な要求や取引に応じることがないよう毅然とした姿勢で組織的な対応をとる。

② その整備として、法務総務部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対応細則」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生したときは関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり、組織的に対処できる体制を構築する。

２．業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社はリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値及び株主価値を最大化させるためにコーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

(1)取締役の職務の執行について

当事業年度において取締役会を12回開催した他、取締役会決議があったものとみなす書面決議を１回行い、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2)リスクマネジメント態勢の整備について

当社はリスクの軽減・顕在化予防の推進及び迅速な対処のため「リスクマネジメント規程」を制定のうえ、当社グループのビジネスにおいて想定されるリスクごとにグループリスク主管部門を設置し、社会環境や事業環境を勘案のうえ各リスクに適切に対応すること等によりリスクマネジメント態勢の強化を推進しております。

(3)コンプライアンス体制について

当社は役員及び従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を内部監査室・監査等委員会室・法務総務部・人事部及び外部弁護士事務所に設置しております。当事業年度において発生した案件に関しては速やかに調査の上、取締役会に報告致しました。

(4)監査等委員の職務の執行について

当事業年度において監査役会を２回、監査等委員会を10回開催しており、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また監査等委員は取締役会ほか重要な会議に出席し、取締役の職務執行について厳正な監視を実施致しました。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を勘案しながら、その時々の当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。この方針のもと、当期の期末配当金につきましては、2021年8月20日開催の取締役会決議により、１株当たり12.5円（配当金総額は2,636百万円）といたしました。なお、配当金総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式への配当金82百万円を含めておりません。

■連結計算書類
連結包括利益計算書（ご参考）

（自　2020年７月１日　至　2021年６月30日）

（単位：百万円）

	前期	当期
当期純利益	2,708	13,530
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3,165	4,156
為替換算調整勘定	52	△0
持分法適用会社に対する持分相当額	26	273
その他の包括利益合計	3,244	4,429
包括利益	5,953	17,960
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	5,954	17,963
非支配株主に係る包括利益	△1	△3

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年７月１日　至　2021年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年７月１日残高	2,367	2,365	114,084	△9,162	109,654
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,274		△2,274
親会社株主に帰属する当期純利益			13,533		13,533
自己株式の取得				△9,651	△9,651
自己株式の処分		4		400	405
減資	△2,267	2,267			－
連結範囲の変動			331		331
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△2,267	2,272	11,590	△9,251	2,343
2021年６月30日残高	100	4,637	125,674	△18,414	111,997

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2020年７月１日残高	3,243	0	3,244	466	40	113,406
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,274
親会社株主に帰属する当期純利益						13,533
自己株式の取得						△9,651
自己株式の処分						405
減資						－
連結範囲の変動						331
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4,430	△0	4,429	25	7	4,462
連結会計年度中の変動額合計	4,430	△0	4,429	25	7	6,806
2021年６月30日残高	7,674	－	7,674	492	48	120,212

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（自　2020年７月１日　至　2021年６月30日）

（単位：百万円）

	前期	当期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,031	13,398
減価償却費	634	734
減損損失	290	13
のれん償却額	82	82
受取利息及び受取配当金	△80	△39
投資事業組合運用損益（△は益）	△900	△5,483
支払利息	0	31
為替差損益（△は益）	△68	△204
投資有価証券売却損益（△は益）	△2,778	△2,880
投資有価証券評価損益（△は益）	377	68
違約金	－	230
売上債権の増減額（△は増加）	△2	△14
未収入金の増減額（△は増加）	△777	△182
貸倒引当金の増減額（△は減少）	137	△115
預け金の増減額（△は増加）	△1,166	△2,007
長期前払費用の増減額（△は増加）	△279	256
未払金の増減額（△は減少）	596	△8
前受金の増減額（△は減少）	△64	2
拠点再編費用引当金の増減額（△は減少）	256	△80
その他	△38	△188
小計	2,251	3,614
利息及び配当金の受取額	80	89
利息の支払額	△0	△25
違約金の支払額	－	△230
法人税等の支払額	△298	△1,678
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,032	1,770

（単位：百万円）

	前期	当期
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△300	△50
投資有価証券の取得による支出	△2,186	△2,472
投資有価証券の売却による収入	4,311	4,264
関係会社株式の売却による収入	―	130
投資事業組合からの分配による収入	2,354	7,398
敷金の差入による支出	△287	△434
敷金の回収による収入	417	559
その他	△106	△102
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,204	9,293
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	―	7,958
自己株式の取得による支出	△1,390	△9,651
配当金の支払額	△2,302	△2,276
その他	△58	△44
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,751	△4,013
現金及び現金同等物に係る換算差額	61	72
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,546	7,122
現金及び現金同等物の期首残高	84,472	87,018
連結範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	―	682
現金及び現金同等物の期末残高	87,018	94,824

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

主要な連結子会社名

株式会社WFS

株式会社ポケラボ

ファンプレックス株式会社

REALITY株式会社

Glossom株式会社

当連結会計年度において、STRIVE株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。また、GREE Germany GmbHは清算結了したため、連結の範囲から除いております。なお、ファンプレックス株式会社は2021年7月１日付でグリーエンターテインメント株式会社へ商号変更をしております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

グリービジネスオペレーションズ株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2)持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数 ２社

主要な会社等の名称

AT-I 投資事業有限責任組合

AT-II 投資事業有限責任組合

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

非連結子会社

グリービジネスオペレーションズ株式会社

関連会社

ジープラ株式会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③　持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、STRIVE株式会社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

ロ．無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(２～５年)に基づく定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ．拠点再編費用引当金

拠点再編に伴う費用に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。

④　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤　その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ．のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって均等償却を行っております。

ロ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ハ．連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

ニ．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．表示の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の連結計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	3,556百万円
投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	21,487百万円

(2)会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、業務提携及び投資育成を目的として、複数の非上場企業に対して投資先企業の将来の成長による超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額での投資を行っています。当該非上場株式の評価に当たっては、当該株式の投資時の超過収益力を反映した実質価額が著しく低下したときに、減損処理を行います。

非上場株式の評価において、投資先企業の投資時における超過収益力について毀損の有無を判断するに当たっては、投資先企業の投資時における事業計画の達成状況や、将来の成長性や業績に関する見通しを総合的に勘案して検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び営業利益であります。見積りに用いた仮定の不確実性は高く、投資先の事業進捗の見通し等と実績に乖離が生じた場合には翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

4．追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、当社グループの財政状態及び経営成績への重要な影響は発生しておりません。そのため、当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症が繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに及ぼす影響は軽微であると考えております。

5．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	2,164百万円

6．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末の発行済株式の総数

普通株式　242,249,700株

(2)剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年９月29日定時株主総会	普通株式	2,274	10	2020年６月30日	2020年９月30日

（注）2020年９月29日開催の定時株主総会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式への配当金70百万円を含めておりません。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年８月20日取締役会	普通株式	2,636	12.5	2021年６月30日	2021年９月６日

（注）2021年８月20日開催の取締役会の決議による配当金の総額には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式への配当金82百万円を含めておりません。

(3)当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	第６回新株予約権	第７回新株予約権	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第12回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	50,600株	113,500株	75,500株	155,800株	184,200株	173,000株	174,000株
新株予約権の残高	506個	1,135個	755個	1,558個	1,842個	1,730個	1,740個

7．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は主に自己資金及び社債で賄っております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資育成を目的とした非上場株式及び投資事業組合出資であります。これらは、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払法人税等はそのほとんどが１年以内の支払期日であります。

社債は、固定金利無担保社債のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務提携に関する株式及び投資事業組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2021年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1)現金及び預金	94,824	94,824	－
(2)受取手形及び売掛金	6,997	6,997	－
(3)未収入金	2,260	2,260	－
(4)投資有価証券			
その他有価証券	2,179	2,179	－
資産計	106,261	106,261	－
(1)未払法人税等	914	914	－
(2)未払金	6,599	6,599	－
(3)社債	8,000	7,995	△4
負債計	15,514	15,509	△4

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)未払法人税等、(2)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 （百万円）
非上場株式	3,556
投資事業有限責任組合等への出資	21,487
その他	150

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上記の表「(4)投資有価証券」には含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	567円43銭
１株当たり当期純利益金額	61円44銭

■計算書類

貸　借　対　照　表

(2021年６月30日現在)

(単位：百万円)

科目	(ご参考)前期	当期
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	81,738	86,824
売掛金	4,224	2,423
未収入金	2,541	3,687
その他	2,142	4,205
貸倒引当金	△2	△8
流動資産合計	90,644	97,132
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,267	684
工具、器具及び備品	378	237
建設仮勘定	－	26
有形固定資産合計	1,645	948
無形固定資産		
ソフトウエア	14	5
無形固定資産合計	14	5
投資その他の資産		
投資有価証券	15,476	20,897
関係会社株式	1,786	1,706
その他の関係会社有価証券	4,454	5,498
関係会社長期貸付金	11,760	12,901
その他	3,689	3,439
貸倒引当金	△7,221	△7,155
投資その他の資産合計	29,947	37,287
固定資産合計	31,607	38,241
資産合計	122,251	135,373

科目	(ご参考)前期	当期
負債の部		
流動負債		
賞与引当金	490	619
拠点再編費用引当金	146	176
未払金	5,487	5,265
資産除去債務	59	－
その他	3,041	2,214
流動負債合計	9,225	8,275
固定負債		
社債	－	8,000
繰延税金負債	534	1,758
資産除去債務	554	560
その他	156	75
固定負債合計	1,245	10,393
負債合計	10,470	18,669
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,367	100
資本剰余金		
資本準備金	2,365	2,365
その他資本剰余金	－	2,272
資本剰余金合計	2,365	4,637
利益剰余金		
その他利益剰余金	112,500	122,223
繰越利益剰余金	112,500	122,223
利益剰余金合計	112,500	122,223
自己株式	△9,162	△18,414
株主資本合計	108,070	108,546
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,243	7,665
評価・換算差額等合計	3,243	7,665
新株予約権	466	492
純資産合計	111,781	116,703
負債純資産合計	122,251	135,373

損　益　計　算　書

（自　2020年７月１日　至　2021年６月30日）

（単位：百万円）

科目	（ご参考）前期	当期
売上高	39,371	17,997
売上原価	15,601	6,070
売上総利益	23,769	11,927
販売費及び一般管理費	19,088	8,296
営業利益	4,680	3,631
営業外収益		
受取利息	11	16
受取配当金	425	793
投資事業組合運用益	880	4,102
為替差益	57	213
貸倒引当金戻入益	－	83
その他	7	66
営業外収益合計	1,382	5,276
営業外費用		
支払利息	0	31
貸倒引当金繰入額	1,827	－
支払手数料	1	65
営業外費用合計	1,829	96
経常利益	4,233	8,810
特別利益		
投資有価証券売却益	2,778	2,880
固定資産売却益	－	616
関係会社株式売却益	－	320
その他	87	22
特別利益合計	2,865	3,839
特別損失		
関係会社株式評価損	100	28
減損損失	203	13
投資有価証券評価損	344	－
拠点再編費用引当金繰入額	146	186
違約金	－	230
その他	43	56
特別損失合計	837	516
税引前当期純利益	6,262	12,133
法人税、住民税及び事業税	1,475	1,416
法人税等調整額	1,679	△1,397
法人税等合計	3,154	18
当期純利益	3,107	12,115

株主資本等変動計算書

（自　2020年７月１日　至　2021年６月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年７月１日残高	2,367	2,365	－	2,365	112,500	112,500	△9,162	108,070
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△2,274	△2,274		△2,274
当期純利益					12,115	12,115		12,115
自己株式の取得							△9,651	△9,651
自己株式の処分			4	4			400	405
減資	△2,267		2,267	2,267				－
会社分割による減少					△118	△118		△118
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	△2,267	－	2,272	2,272	9,722	9,722	△9,251	475
2021年６月30日残高	100	2,365	2,272	4,637	122,223	122,223	△18,414	108,546

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年７月１日残高	3,243	3,243	466	111,781
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,274
当期純利益				12,115
自己株式の取得				△9,651
自己株式の処分				405
減資				－
会社分割による減少				△118
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	4,421	4,421	25	4,446
事業年度中の変動額合計	4,421	4,421	25	4,922
2021年６月30日残高	7,665	7,665	492	116,703

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他の関係会社有価証券

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

③ その他有価証券

イ．時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

ロ．時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主として定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降取得した建物附属設備については、法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(２～５年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 拠点再編費用引当金

拠点再編に伴う費用に備えるため、今後必要と見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取り扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

２．表示の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

３．会計上の見積りに関する注記

非上場株式の評価

当社の計算書類の作成に当たって行った会計上の見積りの内容は、以下のとおりであります。

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券(非上場株式)	1,828百万円
投資有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	16,738百万円
その他の関係会社有価証券(投資事業有限責任組合等への出資)	5,498百万円

(2)会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表」３．会計上の見積りに関する注記に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

４．追加情報

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、当社の財政状態及び経営成績への重要な影響は発生しておりません。そのため、当社においては、新型コロナウイルス感染症が繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りに及ぼす影響は軽微であると考えております。

５．貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額　2,032百万円

(2)関係会社に対する金銭債権・金銭債務

短期金銭債権　1,865百万円

短期金銭債務　1,247百万円

６．損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高　1,061百万円

営業費用　1,744百万円

営業取引以外の取引による取引高　1,386百万円

７．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

普通株式　31,347,425株

自己株式数には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式6,621,397株を含めております。

８．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	2,401百万円
前受金	266百万円
未払事業税	159百万円
減価償却超過額	581百万円
株式報酬費用	48百万円
投資有価証券	435百万円
関係会社株式	2,059百万円
繰越外国税額控除	590百万円
その他	810百万円
繰延税金資産小計	7,353百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,972百万円
評価性引当額	△4,972百万円
繰延税金資産合計	2,380百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△4,053百万円
その他	△85百万円
繰延税金負債合計	△4,139百万円
繰延税金負債の純額	△1,758百万円

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2020年11月５日付で資本金を100百万円に減資したことにより、法人事業税の外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、30.6%から34.6%に変更しております。この税率変更により、繰延税金負債が201百万円増加し、その他有価証券評価差額金が465百万円及び法人税等調整額が263百万円減少しております。

9．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社３ミニッツ	所有直接100.0	資金の貸付	資金の貸付	117	関係会社長期貸付金(注3)	1,735
				資金の回収	662		
				利息の受取(注1)	1	―	―
子会社	アウモ株式会社	所有直接100.0	資金の貸付	資金の貸付	148	関係会社長期貸付金(注4)	1,705
				資金の回収	178		
				利息の受取(注1)	1	―	―
子会社	REALITY株式会社	所有直接100.0	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付	506	関係会社長期貸付金(注5)	4,280
				資金の回収	346		
				利息の受取(注1)	4	―	―
子会社	グリーライフスタイル株式会社	所有直接100.0	資金の貸付	資金の貸付	20	関係会社長期貸付金(注6)	2,440
				資金の回収	270		
				利息の受取(注1)	2	―	―
子会社	株式会社WFS	所有直接100.0	資金の貸付役員の兼任	資金の貸付	2,110	関係会社長期貸付金	1,870
				資金の回収	240		
				利息の受取(注1)	1		
関連会社	AT-I投資事業有限責任組合	所有直接33.3	投資事業組合への出資	投資事業組合からの分配(注2)	2,521	その他の関係会社有価証券	1,175

（注）１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
２．投資事業有限責任組合契約に基づき出資をしております。
３．株式会社３ミニッツへの貸付に対し、合計1,050百万円の貸倒引当金を計上しております。
４．アウモ株式会社への貸付に対し、合計1,313百万円の貸倒引当金を計上しております。
５．REALITY株式会社への貸付に対し、合計2,619百万円の貸倒引当金を計上しております。
６．グリーライフスタイル株式会社への貸付に対し、合計1,880百万円の貸倒引当金を計上しております。

10. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	551円02銭
１株当たり当期純利益金額	55円00銭

11. 重要な後発事象に関する注記

会社分割

当社は、2020年10月27日開催の取締役会における決議に基づいて、2021年７月１日付で、当社ゲーム事業におけるアプリゲーム事業およびライセンス事業を、吸収分割(以下、「本会社分割」)により当社の完全子会社であるファンプレックス株式会社に承継いたしました。なお、ファンプレックス株式会社は2021年7月１日付でグリーエンターテインメント株式会社へ商号変更をしております。

(1)会社分割の目的

グリーグループでは、ゲーム事業において「エンジン×IP×グローバル」の戦略を軸に、株式会社WFSや株式会社ポケラボでのアプリゲームの開発・運営に加え、グリー株式会社において「ONE PUNCH MAN 一撃マジファイト」などのアプリゲーム事業およびライセンス事業に注力してまいりました。グリーグループのゲーム事業の強化のため、グリー株式会社で培ってきたゲーム事業に関するノウハウとファンプレックス株式会社で培ってきた運営ノウハウを一体とすることで、機動的な意思決定体制を構築し、更なる事業拡大を加速してまいります。

(2)分割する事業の概要

アプリゲーム事業およびライセンス事業

（3）会社分割の要旨

イ．会社分割の日程

吸収分割効力発生日　2021年７月１日

本会社分割は、当社においては会社法第784条第２項に定める簡易吸収分割に該当し、ファンプレックス株式会社においては会社法第796条第１項の略式吸収分割に該当するため、いずれも株主総会による承認を経ずに行います。

ロ．会社分割の方式

当社を分割会社とし、ファンプレックス株式会社を吸収分割承継会社(以下、「承継会社」)とする吸収分割です。

ハ．会社分割に係る割当ての内容

本会社分割による株式割当て、その他の金銭等の交付はありません。

ニ．分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

ホ．会社分割により増減する資本金

本会社分割による当社の資本金の増減はありません。

ヘ．吸収分割承継会社が承継する権利義務

効力発生日における当社のアプリゲーム事業およびライセンス事業に関する資産、負債、及びこれらに付随する権利義務のうち、吸収分割契約において定めるものを承継します。

ト．債務履行の見込み

本会社分割の効力発生日後において承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

（4）承継会社の概要

名称	ファンプレックス株式会社
所在地	東京都港区六本木6ー10ー1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　下村直仁
事業内容	ゲーム運営事業
資本金	310百万円
設立年月日	2015年10月15日
決算期	６月30日
大株主及び持株比率	グリー株式会社 100%

（5）実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年１月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等 会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年１月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理をいたします。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年８月20日

グリー株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　善　方　正　義　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　辺　敦　子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、グリー株式会社の2020年７月１日から2021年６月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するにあたり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上